

仕 様 書

1 事業名称

令和8年度 「中央区にぎわいスクエア」業務委託

2 趣 旨

本事業は、地元企業、商店会等との連携のもと、なんば広場を中心とする大阪ミナミにおいて、「中央区にぎわいスクエア」を開催することにより、ミナミのさらなるにぎわいの創出を図るとともに、この場を有効に活用して、中央区に有する歴史的・文化的な地域資源を活かしたまちの魅力情報を効果的に発信し、区全体のにぎわい創出につなげることを目的としている。

なお、事業の実施にあたっては、(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が主催する大阪ミナミを中心としたイベントと一緒に開催し、人流の回遊を促す中央区の一大イベントとして盛り上げていくこととしており、これら関係団体との連携・調整を円滑、適切に行っていくことに十分に留意する必要がある。

3 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和8年12月25日（金）

4 履行場所等

場所：なんば広場

イベント実施日：令和8年7月上旬の2日間（予定）

イベント実施時間：両日とも11:00～20:00（予定）

※ 場所は関係管理者等との協議により変更となる場合がある。また、実施時間は、現在の予定であり変更となる場合がある。また、7月開催を想定している(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等が主催する大阪ミナミを中心としたイベント「大阪ミナミ夏祭り」と連携して開催すること。

5 業務内容

- (1) 中央区に有する歴史的・文化的な地域資源を活かしたまちの魅力発信に効果的なイベントの企画・実施
「魅力ぎっしり！中央区デジタルスタンプラリー」や商店会の「おおさか・まいどガイド」等の取組みと連携した大阪ミナミ周辺への人流の回遊を誘導する企画を立案し、なんば広場を中心とする大阪ミナミのにぎわいを創出させるイベントを企画・実施すること。
- (2) 「中央区にぎわいスクエア」の効果的な開催・運営及び関係団体との調整業務
 - ア なんば広場にステージを設置し、集客力のあるステージ・プログラムを実施するとともに、テント(ブース)を設置することにより、大阪ミナミへ多くの人を惹きつけ、さらなるにぎわいを創出するとともに、中央区内の魅力情報を効果的に発信する事業を企画し実施すること。
 - イ 専用のホームページやSNS等を活用したコンテンツを公開し、「中央区にぎわいスクエア」に出展・出演する方がSNS等でコミュニティを形成し、国内外の多くの人にミナミのにぎわいを広く周知し、ミナミを訪れたくなるように企画・実施すること。
 - ウ 本事業の目的を達成するため、次の観点を踏まえ、「中央区にぎわいスクエア」を企画・実施すること。

<事業全体>

- ・開催エリアの特性を活用し、大阪ミナミへの集客効果が十分発揮されるとともに、「中央区にぎわいスクエア」が広く拡散されるものにすること。
- ・外国人観光客にもアピールできるものとすること。
- ・熱中症対策を実施すること。
- ・「中央区にぎわいスクエア」を盛り上げる工夫を行うこと。

(参考) 来場者数

令和7年度 約9,000人

<ステージ>

- ・装飾を施したステージを設置すること。
- ・オープニングセレモニーを実施すること。ステージ・プログラムは、多くの人を惹きつけ、話題性のあるものを企画し実施すること。
- ・ミナミや中央区に関する出演者等のプログラムを設けるなど、中央区の魅力を感じてもらえるようなステージ・プログラムを企画・実施すること。
- ・受注者が企画したステージ・プログラムの内容が、(一社) 大阪活性化事業実行委員会等が企画する内容と同様のものであった場合は、調整の結果、受注者が企画する内容を変更する場合もある旨、留意すること。
- ・「中央区にぎわいスクエア」開催中は、Youtube等を活用し、ステージイベントのライブ配信を行うこと。

<ブース>

- ・テント(ブース)を設置し、必要な机・椅子・電源を用意すること。
- ・ブースについては、受注者が主体的に企画・実施する出展ブースのほか、事業運営用ブース、(一社) 大阪活性化事業実行委員会等が企画する出展ブース、公共機関PRブース等を用意すること。
- ・受注者において、中央区役所がこれまで制作した魅力発信コンテンツを活用して区の魅力を効果的に発信することができるPRブースを企画・実施すること。

(参考)

令和7年度「大阪ミナミ夏祭り&中央区にぎわいスクエア 2025」

ステージ数

[1日目] 10ステージ

- ・受注者企画 8ステージ(オープニングセレモニー含む)
- ・(一社) 大阪活性化事業実行委員会等企画 2ステージ

[2日目] 12ステージ

- ・受注者企画 10ステージ
- ・(一社) 大阪活性化事業実行委員会等企画 2ステージ

ブース数

・出展用テント 19テント

- ・1テントあたり 2.7m×3.6m…17テント
- ・1テントあたり 5.4m×3.6m…2テント

エ 「中央区にぎわいスクエア」の開催を広く周知し、より集客力を高めるための効果的な広報を実施すること。また、「中央区にぎわいスクエア」を区広報板やホームページ、SNS等で効果的に周知するための周知用チラシ(A4版:2,000部)及びチラシデータを作成すること。なお、告知開始からイベント当日までの間、イベントに関する電話での問合せにも対応するため、チラシやホームページへ電話での問合せ先を明記すること。

オ 「中央区にぎわいスクエア」開催中は、来場者に対する受付及び今後の課題等を把握するうえで必要な内容に関するアンケートを発注者と調整のうえ実施すること。(アンケート回収数300以上)

カ 事業の実施にあたっては、(一社)大阪活性化事業実行委員会、商店会、企業等関係団体と連携・調整のうえ、一体的・効果的に開催・運営することにより、大阪ミナミの一大イベントとして多くの来場者で活況を呈するものとして企画・実施すること。

キ 事業の実施に必要となる、関係団体、行政機関（建設局、保健所、警察、消防署等）との協議、各種届出等一切の資格・認証・許可等の取得手続き及び現地立会等は、受注者の責任において適切に行うこと。なお、その際に生じる費用は、受注者の負担とする。

(3) 実施報告等

令和8年12月25日（金）までに各イベント等情報の内容、「中央区にぎわいスクエア」の実施内容・アンケート集計結果、本事業の取組成果、今後の取組課題等を取りまとめた報告書を提出すること。

なお、提出は、紙媒体（正副2部）、電子媒体WORD・PDF形式で提出すること。

なお、電子媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

(4) その他事業目的の達成のために必要な事項

業務実施に際し、必要な諸手続きを行うこと。

6 留意事項

業務実施にあたっては、以下の項目に留意すること。

- (1) 本業務を滞りなく実施できるよう、責任者を置いたうえで、必要な人員を確保・配置すること。
- (2) 具体的なスケジュールを発注者と協議のうえ策定し、着実に業務執行が行えるよう責任者によるスケジュールの進捗管理を徹底すること。
- (3) 「中央区にぎわいスクエア」の実施にあたり、気候・天候の条件に対応できるよう配慮すること。
- (4) 「中央区にぎわいスクエア」開催期間中は随時、清掃、ごみ処理等を行い、会場内の安全、衛生を維持すること。また、「中央区にぎわいスクエア」終了後、会場内の備品・設備等の撤去、清掃、ごみ処理等を必ず行い、原状に回復すること。
- (5) 「中央区にぎわいスクエア」開催中は、業務従事者（出演者を含む）の体調管理を行うとともに、怪我等万一の場合に備えて救護所を設けること。特に、気温が高い場合を想定し、熱中症等に留意し、扇風機やドライミスト、スポットクーラー、角氷の設置、業務従事者（出演者を含む）へ冷感タオルや飲料水等の暑さ対策物品を配布する等必要な対策を講じること。
- (6) 「中央区にぎわいスクエア」の開催にかかる広報について、戦略的な広報・PRを実施すること。
- (7) 「中央区にぎわいスクエア」開催中は、会場への集客力を高めることを目的として、適宜、多言語によるアナウンスを行うこと。
- (8) 「中央区にぎわいスクエア」を開催するうえで必要となるイベント保険等に加入すること。
- (9) 「中央区にぎわいスクエア」の開催にあたっては、業務を円滑に進めるため、受注者

は、参加受付、進行管理、安全対策、トラブル対応等、円滑な進行管理を行うこと。

- (10) 本業務において、必要に応じて発注者及び関係者との会議を行うこと。また、会議を行った際には議事録を作成すること。
- (11) 本業務において作成した図面、各種デザイン、意匠等に関する著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (12) 本業務に含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料（「なんば広場の会場使用料（維持管理協力金）」を除く。）等の費用については、すべて契約金額に含むものとする。また、契約期間終了後に、発注者が保有する広報媒体等を活用して事後啓発（活動実績の公表など）を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合は、そのすべてを契約金額内に含めること。

※ なんば広場の会場使用料（維持管理協力金）は、本市から直接支払う。

7 災害時等の対応

イベントの実施日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合、交通機関の計画運休が発表された場合、地震その他の災害が発生した場合等に備え、あらかじめ延期・中止の判断基準を検討し、発注者と協議のうえ承認を得ること。

これらの場合が生じる恐れがあるときは、速やかに発注者とイベントの延期・中止等の協議を行い、発注者の指示に従い、必要に応じた措置を行うこと。

イベントは、原則雨天決行で実施するが、荒天その他の事情でイベントが中止となった場合は、中止連絡時における設営済分で減額変更契約を行う。その際の設営済分の支払い金額については、明細内訳に基づいて算出することとし、積算時点は、本市から受注者に中止決定の連絡をした時点とする。

8 再委託について

- (1) 令和8年度「中央区にぎわいスクエア」業務委託契約書（以下「業務委託契約書」という。）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、(1) 及び(2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に對して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

9 AI利用について

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

- (1) 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

※所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

- (2) 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、依頼を受けること。
 - (3) 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けサービスには利用しないこと。
 - (4) 文章生成AI以外の画像・動画・音声などの生成AIの利用は禁止する。
 - (5) インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで生成可能な生成AIの利用を禁止する。
 - (6) 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する。
 - (7) 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
 - (8) 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
 - (9) 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
 - (10) 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
 - (11) 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
 - (12) 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること。
- なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること。
- (13) 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

なお、研修終了後、速やかに研修等実施報告書（別紙）を本市に提出すること。

11 その他

- (1) 本事業の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取り、その改善対策の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- (4) 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない時は、受注者がその賠償額を負担すること。
- (5) 本委託で生じる成果物の所有権、著作権については、大阪市に帰属する。
- (6) 本事業に必要となる経費（会議資料等の印刷経費、警察との協議に基づく警備費用、音楽などの著作権使用料も含む）はすべて契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
ただし、会場使用料（維持管理協力金）は、本市から直接支払う。
- (7) 企画提案にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に所定の方法により確認し、その内容を熟知のうえ企画提案を行うものとする。契約後の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (8) イベントは、原則雨天決行であるが、荒天その他の事情でイベントが中止となった場合は、中止連絡時における設営済分で減額変更契約を行う。その際の設営済分の支払い金額については、明細内訳に基づいて算出することとし、積算時点は、本市から受注者に中止決定の連絡をした時点とする。
- (9) その他、この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者から指示等があれば遵守すること。
- (10) なんば広場使用ルールを順守すること。なお、本事業の実施にあたっては、なんば広場の管理運営者との調整が必要となることに留意すること。